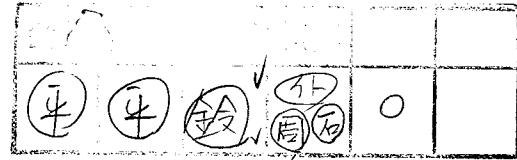


(その1)

収支報告書



令和4年分
開催分

(ふりがな) さかもとふみことちいきをたがやすかい

1 政治団体の名称 坂本史子と地域を耕す会

2 主たる事務所の所在地 宇部市昭和町1-4-13

タウンコート昭和町202号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
坂本 史子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
坂本 史子

事務担当者の氏名

(姓) (名)
松井 真佐代

(電話) 0836-35-2143

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

- 政党
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- 政党の支部
- 政治資金団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
坂本 史子

国会議員関係政治団体の区分

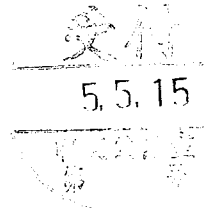
- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 (姓) (名)
坂本 史子
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
- 公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)
- 公職の種類 (現職・候補者の別)
- 公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)
- 公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

- から まで
- (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- から まで
- (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,732,049
(前年からの繰越額)	651,128
(本年の収入額)	1,080,921
支 出 総 額	1,732,049
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,063,921	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,063,921	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,063,921	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	17,000	
	合 計	17,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	坂本史子	1,063,921	R4/1/1	宇部市上町2-8-21-403	立憲民主党山口県総支部連合会常任幹事		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附			0				
合 計		1,063,921					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	188,897	0	
(2) 光 熱 水 費	50,325	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	13,227	0	
(4) 事 務 所 費	858,579	0	
小 計	1,111,028	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	202,405	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,800	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	2,800	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	7,276	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	408,540	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	621,021	0	
合 計	1,732,049		

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	50,325				
	合 計	50,325				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	13,227				
	合 計	13,227				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査料	11,000	R4/2/22	税理士法人総合会計	山口県山口市小郡下郷1256番地16	
2	コピー機リース料	13,608	R4/4/13	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
3	サーバー年間使用料	19,800	R4/5/16	株式会社Galaxy	東京都日野市三沢3-49-7	
4	コピー機リース料	13,608	R4/5/16	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
5	コピー機リース料	13,608	R4/6/13	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
6	コピー機リース料	27,216	R4/8/9	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
7	コピー機リース料	13,608	R4/9/8	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
8	レンタルサーバー利用料	42,900	R4/9/28	株式会社ネットウェイズ	山口県宇部市新天町1-2-36	
9	コピー機リース料	13,608	R4/10/17	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
10	コピー機リース料	13,608	R4/11/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
11	コピー機リース料	13,608	R4/11/29	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
12	賃借料1月分	38,000	R4/1/24	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
13	賃借料2月分	38,000	R4/1/28	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
14	賃借料3月分	38,000	R4/2/16	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
15	賃借料4月分	38,000	R4/3/16	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
16	賃借料5月分	38,000	R4/5/2	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
17	賃借料6月分	38,000	R4/5/26	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
18	賃借料7月分	38,000	R4/6/20	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
19	賃借料8月分	38,000	R4/7/29	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	賃借料9月分	38,000	R4/8/24	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
21	賃借料10月分	38,000	R4/9/8	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
22	賃借料11月分	38,000	R4/10/27	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
23	賃借料12月分	38,000	R4/11/25	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
24	賃借料1月分	38,000	R4/12/13	坂本 史子	山口県宇部市上町2-8-21-403	
25						
	その他の支出	168,407				
	合 計	858,579				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	202,405				
	合 計	202,405				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広告費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	2,800				
	合 計	2,800				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	年月日	項目別区分 支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	7. 調査研究費	
					調査費	備考
1					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	4,776				
	合計	4,776				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		7. 調査研究費		
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	研究費	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の支出	2,500					
	合計	2,500					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附	391,540	R4/1/1	立憲民主党山口県第3区総支部	山口県宇部市昭和町1-4-13-2-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	17,000				
	合 計	408,540				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 4月 1日

政治団体の名称 坂本史子と地域を耕す会

会計責任者の氏名 坂本 史子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年3月27日

坂本史子と地域を耕す会
代表 坂本 史子 殿

登録政治資金監査人 中 木 村 聡
登録番号 第 4943



研修修了年月日 平成27年10月9日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、坂本史子と地域を耕す会の令和4年1月1日から令和4年12月31日までに係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、坂本史子と地域を耕す会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

坂本史子と地域を耕す会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、坂本史子と地域を耕す会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上